

新座市企業告示第37号

新座市指定給水装置工事事業者の指定

新座市水道事業給水条例（昭和37年新座市条例第4号）第7条第1項及び水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の規定に基づき、新座市水道事業の業務に係る工事を施行させる新座市指定給水装置工事事業者として、次のとおり指定する。

令和8年8月26日

新座市水道事業管理者

新座市長 並 木 傑



1 指定番号、給水装置工事事業者及び給水工事の事業を行う事業所の所在地

指定番号	給水装置工事事業者名	所 在 地
551	八木澤管工株式会社	埼玉県川越市大字久下戸6087番地1

2 指定日

令和8年8月26日

3 有効期限

令和13年8月25日